

# 群馬県指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領

## 第1 目的

知事は、指定管理鳥獣対策事業交付金事業の内、鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業、ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業及びクマ類総合対策事業の実施については、指定管理鳥獣対策事業交付金事業交付要綱（平成27年4月10日付け環自野発1504103号。以下「交付要綱」という。）、指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要綱（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号。以下「実施要綱」という。）及び指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領（平成27年4月10日付け環自野発第1504103号。以下「実施要領」という。）によるもののほか、本要領に定めるところによるものとする。

## 第2 事業の内容等

本要領の対象となる事業実施主体、事業内容等は、別表に掲げるものとする。

## 第3 事業実施の手続き

1 市町村長は、本事業を実施するため、承認申請書（別紙様式1号）に事業計画（別添1）を添付し、知事に提出して承認を受けるものとする。なお、以下（1）、（2）に係る事業については、承認申請書及び事業計画に加えて、市町村長が別途作成するものとする。

（1）捕獲等事業（別表「クマ類総合対策事業 1捕獲等事業（2）ツキノワグマの緊急銃猟及び緊急銃猟に付随する事項」を除く。）

実施期間、実施区域、目標、内容、実施体制等を定めた市町村捕獲計画を作成すること。

（2）緊急銃猟対応等実務者の配置

鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について（令和7年11月14日付け総行公第114号総務省自治行政局公務員部公務員課長等連名通知）に留意すること及び、業務内容や任用形態、任期等について定めた規定を作成すること。

2 前項により提出された事業計画が実施要領の要件を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、事業計画の達成が確実であると見込まれる場合、知事は別紙様式2号によりその承認を行うものとする。

3 事業計画の重要な変更は、群馬県指定管理鳥獣対策事業交付金交付要綱第2の別表で定めた重要な変更該当する場合とし、第3の1及び2に準じて手続を行うものとする。

## 第4 県の助成

知事は、予算の範囲内において、事業計画に基づく事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

## 第5 委託による実施

市町村長は、交付金事業の全部又は一部について、他の者に委託して実施することができるものとする。

ただし、捕獲等事業を委託して実施する場合は、その業務の危険性等に応じて、委託された事業者が従事する者に対し適切な費用を支払うよう、仕様において明確にする等に配慮すること。

## 第6 事業実施における留意事項

1 放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、移動経路の遮断対策、侵入防止柵の整備の実施に当たっては、地権者の了承を得ること。また、誘引物の除去として放任果樹の伐採を行う場合は、伐

採後に生じる萌芽の管理を行う、切り株を除去するなど、株が再生しないよう措置すること。さらに、藪の刈払いを実施する場合は、一度実施した箇所について、3年間（事業開始年度を除く。）は本交付金が活用できないことに留意すること

- 2 事業の実施に伴い緊急銃猟を行った場合は、事案ごとに遅滞なく緊急銃猟実施報告様式（別添4）を作成し、知事へ報告すること

## 第7 事業の評価

市町村長は、事業評価報告書（別紙様式3号）に事業実績（別添1）を添付する他、以下の1～2に該当する場合はそれぞれ評価報告を添付の上翌年度5月30日までに知事へ報告するものとし、3に該当する場合は速やかに知事へ報告するものとする。

- 1 捕獲等事業（別表「1捕獲等事業（3）緊急銃猟による捕獲に付随する事項」を除く。）を実施した場合は、捕獲等事業評価報告（別添2）を作成する。
- 2 出没防止対策事業において侵入防止柵の整備を行った場合は、侵入防止柵の耐用年数（8年）年度に達するまでの間、侵入防止柵の設置後状況報告（別添3）を毎年度作成する。

## 第8 指導推進等

- 1 知事は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村長との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導にあたるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、令和7年3月25日から施行する。
- 2 この要領施行以前に承認された事業計画は、本要領第3の手続きを経て承認されたものとみなす。

### 附 則

- 1 この要領は、令和7年9月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき承認を受けている事業については、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要領は、令和8年1月13日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき承認を受けている事業については、なお従前の例による。

別表（第2関係）

鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業

事業実施主体	事業内容	交付対象経費	採択要件	交付率
市町村	<p>1 緊急銃猟対応等実務者の育成 （1）クマなどの危険鳥獣の緊急銃猟等の鳥獣対策を適切に実施するため、捕獲従事者等に対して行う研修等</p> <p>2 緊急銃猟対応等実務者の配置 （1）クマなどの危険鳥獣の緊急銃猟等の鳥獣対策を適切に実施するために必要な捕獲従事者等の配置（ただし、任期付職員以外の常勤職員は除くものとする）</p> <p>3 危険鳥獣出没時の体制構築事業 （1）市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練 （2）出没対応マニュアルの作成 （3）緊急銃猟に必要なヘルメットやプロテクター等の備品の確保 （4）ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施 （5）相談窓口の設置</p>	<p>事業を行うために必要な以下の業務費</p> <p>ア 諸謝金</p> <p>イ 旅費</p> <p>ウ 備品費</p> <p>エ 資材購入費</p> <p>オ 消耗品費</p> <p>カ 印刷製本費</p> <p>キ 通信運搬費</p> <p>ク 借料及び損料</p> <p>ケ 会議費</p> <p>コ 賃金等</p> <p>サ 雑役務費及び保険料</p> <p>シ その他必要な経費で知事が承認した経費</p> <p>（ただし、捕獲奨励金、被害防止のための器具の購入及び侵入防止用の柵等被害防止のための施設、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。）</p>	<p>1 緊急銃猟対応等実務者の育成 狩猟免許を所持している又は所持する見込みがある者を対象とすること。</p> <p>2 緊急銃猟対応等実務者の配置 ①鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について（令和7年11月14日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長等連名通知）に留意すること。②市町村において業務内容や任用形態、任期等について定めた規定を作成すること。③狩猟免許を所持している又は所持する見込みがある者とする事</p>	<p>1 緊急銃猟対応等実務者の育成 定額または3/4以内</p> <p>2 緊急銃猟対応等実務者の配置 定額または3/4以内</p> <p>3 危険鳥獣出没時の体制構築事業 3/4以内</p>

ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

事業実施主体	事業内容	交付対象経費	採択要件	交付率
市町村	<p>捕獲等事業（緊急銃猟による捕獲に付随する事項） （1）イノシシの緊急銃猟及び緊急銃猟による捕獲に付随する事項 （2）捕獲個体（イノシシ）の搬出・処分（解体、焼却業者等に支払う処分費を含む）</p>	<p>事業を行うために必要な以下の業務費</p> <p>ア 諸謝金</p> <p>イ 旅費</p> <p>ウ 備品費</p> <p>エ 資材購入費</p> <p>オ 消耗品費</p> <p>カ 印刷製本費</p>		3/4以内

		キ 通信運搬費 ク 借料及び損料 ケ 会議費 コ 賃金等 サ 雑役務費及び保険料 シ その他必要な経費で知事が承認した経費  (ただし、捕獲奨励金、銃(麻醉銃を除く)、被害防止のための器具の購入及び侵入防止用の柵等被害防止のための施設、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。)		
--	--	--	--	--

クマ類総合対策事業

事業実施主体	事業内容	交付対象経費	採択要件	交付率
市町村	1 捕獲等事業 (1) ツキノワグマの捕獲及び捕獲に付随する事項 (2) ツキノワグマの緊急銃猟及び緊急銃猟に付随する事項 (3) 捕獲個体の搬出・処分(解体、焼却業者等に支払う処分費を含む)  2 出沒防止対策事業 (1) 誘引物の除去 (2) 緩衝帯の整備 (3) 移動経路の遮断対策 (4) 侵入防止柵の整備 (5) 追い払い (6) 学習放獣 (7) 潜伏・出沒時のパトロール (8) 学習会の開催 (9) 普及啓発に関すること	事業を行うために必要な以下の業務費 ア 諸謝金 イ 旅費 ウ 備品費 エ 資材購入費 オ 消耗品費 カ 印刷製本費 キ 通信運搬費 ク 借料及び損料 ケ 会議費 コ 賃金等 サ 雑役務費及び保険料 シ その他必要な経費で知事が承認した経費  (ただし、捕獲報奨金、銃(麻醉銃を除く)、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。)	1 捕獲等事業 (1) 市町村捕獲計画が作成されていること又は当該年度内において事業を実施するまでに策定されることが確実に見込まれること。 法第9条の許可を得ることが確実に見込まれること。  2 出沒防止対策事業 (2) 及び(3) 藪の刈り払いの実施については、一度実施した箇所について、3年間(事業開始年度を除く。)本交付金を活用していないこと。	1 捕獲等事業 3/4以内 ((2) 緊急銃猟による捕獲に付随する事項にあつては、5/6以内)  2 出沒防止対策事業 5/6以内